

平成 28 年 4 月 22 日

各 位

東京都足立区椿二丁目2番2号  
株式会社アークコア  
代表取締役社長 正渡 康弘  
(コード番号:3384 名証セントレックス)  
問合せ先:取締役管理本部長 土屋 勉  
電話番号:(03)5837-3611

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり定款一部変更について平成 28 年 5 月 26 日開催予定の第 13 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款の一部変更について

##### (1) 変更の理由

今後の事業内容の多様化に対応するため、現行定款第 2 条（目的）につきまして、事業目的を追加するものであります。

また、「会社法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 90 号）」が平成 27 年 5 月 1 日に施行され、責任限定契約を締結できる会社役員の範囲が変更されました。

これに伴い、業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるようにするため、現行定款第 29 条（取締役の責任免除）及び第 38 条（監査役の責任免除）の規定を一部変更するものであります。なお、第 29 条（取締役の責任免除）の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

##### (2) 変更の内容

変更案は別紙のとおりです。

##### (3) 変更の日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 28 年 5 月 26 日

定款変更の効力発生日 平成 28 年 5 月 26 日

以 上

(別紙)

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>第1条 (条文省略)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. ～16. (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>17. ～22. (条文省略)</p> <p>第3条～第28条 (条文省略)</p> <p>第29条</p> <p>1 (条文省略)</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役との間で、社外取締役の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた金額または法令に規定する額のいずれか高い額とする。</u></p> <p>第30条～第37条 (条文省略)</p> <p>第38条</p> <p>1 (条文省略)</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役との間で、社外監査役の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた金額または法令に規定する額のいずれか高い額とする。</u></p> <p>第39条～第45条 (条文省略)</p>	<p>第1条 (現行どおり)</p> <p>第2条 (現行どおり)</p> <p>1. ～16. (現行どおり)</p> <p><u>17. 保育園の経営</u></p> <p><u>18. 美容院、ネイルサロン、まつげパーマ及びエクステンションに関するサロンの経営</u></p> <p><u>19. コインランドリーの経営</u></p> <p><u>20. 倉庫保管業</u></p> <p>21. ～26. (現行どおり)</p> <p>第3条～第28条 (現行どおり)</p> <p>第29条</p> <p>1 (現行どおり)</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間で、<u>取締役の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた金額または法令に規定する額のいずれか高い額とする。</u></p> <p>第30条～第37条 (現行どおり)</p> <p>第38条</p> <p>1 (現行どおり)</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役との間で、監査役の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた金額または法令に規定する額のいずれか高い額とする。</u></p> <p>第39条～第45条 (現行どおり)</p>